

議案第 5 8 号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 8 日提出

(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

- 1 損害賠償の額
金、19,453,489 円
- 2 損害賠償の相手方
城陽市立西城陽中学校長

提案理由

城陽市立西城陽中学校の学校事務職員が、令和元年8月から令和7年5月までの間、同校生徒の保護者等から納入された学校徴収金等の一部を私的に流用していたことにより、給食費等に不足が生じ、損害を与えたことについて、学校設置者である市が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づいて、損害賠償額金19,453,489円を支払いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

国家賠償法（抜粋）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事象の概要

西城陽中学校事務職員が、令和元年8月から令和7年5月までの間、同校が管理する学校徴収金等について、私的に流用し損害を生じさせたもの。

2 経過

学校の教育活動経費に係る保護者負担分は、一旦各校が徴収し、取りまとめの上、各事業者等に納付している。

令和6年度の出納閉鎖を迎えるにあたり、令和7年5月8日に学校給食センターから西城陽中学校に対し、給食費未納に対する督促の連絡を行った。同校は当該職員に対し支払いを指示したが、当該職員の私的流用により、学校給食費を含む学校徴収金等に残高不足が生じており、給食費を納付することができず、当該職員が同20日、同校長に対して私的流用を行ったことを申し出た。

同校及び市教育委員会職員が学校徴収金等の口座及び各種支払い状況を調査し、損害額の確定に至った。

3 再発防止策

発覚が遅れた要因は、保護者徴収金等を扱う事務を当該職員が一人で行うことが常態化し、管理職等によるチェック体制が機能していなかったことによるもの。

このことから、再発を防止するため、令和7年6月19日に臨時の校園長会を開催し、改めて学校徴収金等の適正な取り扱いを指導した。また、今後は、市教育委員会が臨時的に監査を行うこととする。

4 損害額の内訳

支払いが未済であるもの（令和6年度分の給食費、教材費等）

10,342,543円

積立てされているべきだが残額がないもの（令和7年5月現在で残高としてあるべき修学旅行費等）

9,110,946円

（賠償対象外）教職員親睦会費

2,833,898円

計

22,287,387円

（内 損害賠償の額

19,453,489円）

5 当該職員への求償について

本件については、当該職員の故意によるものであるため、国家賠償法第1条第2項の規定より、本人に求償する。